第5回 名古屋市アジア競技大会推進本部会議

次 第

日 時:平成29年11月20日(月)幹部会終了後~

場 所:本庁舎2階 特別会議室

- 1	日日	\wedge
1	詳	会
_	レロ	\rightarrow

2 議題

○開催都市契約の契約締結期限の延長について 【資料1】

○競技会場の調整状況について 【資料2】 ※非公開

○瑞穂公園陸上競技場の改築について 【資料3】 ※非公開

○第20回アジア競技大会におけるレガシーについて 【資料4】 ※非公開

開催都市契約の契約締結期限の延長について

○第20回アジア競技大会開催都市契約について、締結の期限を定めた「第20回アジア 競技大会開催都市基本契約(平成28年9月25日締結)」を変更し、締結期限を延長 したもの。

(1) 当初の締結期限

平成29年9月25日まで

(2) 締結期限の変更

関係当事者全員の署名により、基本契約の変更契約を締結

(3) 延長後の締結期限

平成30年9月25日までの最大1年間延長可能とする。

(当面 6 か月間 (H 30. 3.25まで) 延長し、申し出によりさらに 6 か月間延長可能)

(参考)

開催都市契約について

・当事者:OCA / JOC / 愛知県 / 名古屋市

・ 意 義:競技大会開催に当たって各当事者の権利・義務を規定

内容:全13章(104条)からなる本文及び付属文書で構成

大会基本原則や組織運営の原則の他、競技/式典/宿泊/輸送など大会

運営の原則、マーケティングや知的財産の取扱いなどを規定